

「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて（法令解釈通達）</p> <p>標題のことについては下記のとおり定めたからこれによられた い。</p> <p>なお、昭和 52 年 4 月 25 日付間鑑 12 ほか 1 課共同 「『酒類保存のため酒類に混和することができる物品』の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>(理由)</p> <p>酒税法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 26 号）第 13 条第 8 項第 3 号の規定に基づく「酒類の保存のため酒類に混和することができる物品」（以下「長官指定告示物品」という。）については、酒類の品質保全上と食品衛生法上の問題の発生を防止する目的から、長官指定告示物品の使用目的等を具体的に示すとともに、長官指定告示物品の成分規格及び試験方法等を定め、長官指定告示物品の指定時及び指定後の品質の維持を図るものである。</p> <p>記</p>	<p>「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて（法令解釈通達）</p> <p>(同左)</p> <p>(理由)</p> <p>(同左)</p> <p>記</p>

1 取扱いの基本的な考え方

- (1) 長官指定告示物品の指定は、次の基本的な考え方で行う。
- イ 指定する物品は酒類の品質保全上及び食品衛生法上酒類に混和しても問題がない物品であること。
- ロ 長官指定告示物品名は、以下に掲げるいずれかの名称により指定する。
- (イ) 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 12 条別表第 1 の添加物名
- (ロ) 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条第 4 項の規定により公示された既存添加物名簿に記載されている添加物名
- (ハ) 一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）については、食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成 22 年 10 月 20 日消食表第 377 号消費者庁次長通知）の別添 3 「一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用される品目リスト」（以下「品目リスト」という。）に記載されている添加物名
なお、品目リストに記載のない一般飲食物添加物については、一般飲食物添加物であることが特定できる科学的に適切な名称
- ハ 2 以上の物品を混合して製造した物品（以下「製剤」という。）にあっても、混合前のそれぞれの物品がすべて前記ロ

1 取扱いの基本的な考え方

- (1) (同左)
- イ (同左)
- ロ 長官指定告示物品名は、以下に掲げるいずれかの名称により指定する。
- (イ) 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 3 条別表第 2 の添加物名
- (ロ) (同左)
- (ハ) 一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）については、食品衛生法に基づく添加物の表示等について（平成 8 年 5 月 23 日衛化第 56 号厚生省生活衛生局長通知）の別添 3 「一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用される品目リスト」（以下「品目リスト」という。）に記載されている添加物名
なお、品目リストに記載のない一般飲食物添加物については、一般飲食物添加物であることが特定できる科学的に適切な名称
- ハ～チ (同左)

<p>に該当する長官指定告示物品であること。</p> <p>ニ 長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させる目的で長官指定告示物品と共存させる長官指定告示物品以外の物品（以下「副剤」という。）についても別途指定する。</p> <p>なお、副剤にあっても前記ロに該当するものであること。</p> <p>ホ 長官指定告示物品は、酒税法施行規則第13条第8項第3号の規定に基づき、あくまで酒類保存のため混和が認められるものが指定されることに留意すること。このため副剤を含めた長官指定告示物品の使用目的の細目を設けその使用目的を限定するとともに、長官指定告示物品（副剤を含む。）及び製剤について、成分規格及び試験方法を定めたものを指定することとする。</p> <p>ヘ 長官指定告示物品を前記ホの使用目的にある細目の機能を利用して、副剤と同様の目的で共存させる場合には新たな指定を要しない。</p> <p>ト 長官指定告示物品の製造に必要な最少量の共存物質が含まれている以下の物品については、その共存物質を含んだものの全体を長官指定告示物品として取り扱うこととする。</p> <p>(イ) 粉末化に必要なデキストリンを含む柿タンニン</p> <p>(ロ) 原料の溶解・中和工程で生成する塩類を含むゼラチン</p> <p>チ チタン酸カリウム等のようにろ過操作を容易にするために用いられ、酒類に残存しないものは混和物品に該当しない</p>	
--	--

<p>ので、長官指定告示物品の指定対象としないものとする。</p> <p>(2) <u>長官指定告示物品の使用については、食品衛生法の適用を受けることに留意する。</u></p> <p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について</p> <p>(1) 長官指定告示物品の使用目的 長官指定告示物品の使用目的については、別表1「長官指定告示物品の使用目的の細目と定義」に定めるとおりとする。</p> <p>(2) 長官指定告示物品の成分規格及び試験方法 長官指定告示物品の成分規格及び試験方法は、別表2「長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の成分規格並びに試験方法」に定めるとおりとする。</p>	<p>(2) <u>長官指定告示物品のうち、酒類に残存する以下の物品については、食品衛生法上、食品添加物としての表示義務があるので、適切に表示が行われるよう留意すること。</u></p> <p><u>イ 酸化防止剤</u> <u>エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム又は二酸化硫黄</u></p> <p><u>ロ 保存料</u> <u>ソルビン酸又はソルビン酸カリウム</u></p> <p><u>ハ 安定剤</u> <u>アラビアガム</u></p> <p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について (1)～(2) (同左)</p>
--	--

(削除)

3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い

(1) 長官指定告示物品の指定を受けようとする者がある場合には、別紙様式「国税庁長官指定告示物品指定申立書」(以下「申立書」という。)により申立てさせること。

なお、申立書の効能及び成分分析については、同表の細目の種類欄に規定する物品の種類ごとに定められた項目欄の試験項目について試験方法欄の試験方法（試験方法の詳細は国税庁所定分析法（昭和36年1月11日付国税庁訓令第1号）又は食品衛生法）により、公的機関（国又は地方自治体の附属試験研究機関又はこれらに準ずる機関をいう。）が行った試験成績書を添付させること。

(2) (1)の申立書を税務署長が受理した場合は、直ちに国税局長に進達すること。

(3) (1)により申立書を受理し又は(2)より進達を受けた国税局長は、申立ての内容についての調査書及び酒税の取締りその他法令上の取扱方、指定の可否等についての意見を付して国税局長官に進達すること。

(4) 国税庁長官は(3)の申立書を受理したときは、長官指定告示物品として適當であるかどうかを調査検討し、その適否を申立てた者及び(3)の国税局長に回答するとともに、適當であると認めた物品については、その旨を官報に告示する。

(削除)

4 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について

	<p><u>別表2に定める成分規格を充足する長官指定告示物品（副剤を含む。）を含む製剤からなる商品にあっては、使用者の利便に資するため、当該物品が長官指定告示物品の成分規格を充足するものである旨を明確に表示するよう指導するとともに、試験を行った公的機関の名称も必ず併記するよう指導すること。</u></p>
<u>3 長官指定告示物品の取消し</u> 次のいずれかに該当する場合は長官指定告示物品としての指定を取り消すこととする。 (1) 今後の製造や酒類への使用の見込みがないと判断されるもの。 (2) 食品衛生法の改正等により、長官指定告示物品として指定しておくことが不適当になったもの。	<u>5 長官指定告示物品の取消し</u> (同左)
<u>別表1・別表2</u> (省略)	<u>別表1・別表2</u> (同左)

(削除)

別紙様式

国税庁長官指定告示物品指定申立書

平成 年 月 日

国 稅 庁 長 官 殿

申立者住所

申立者氏名 (法人にあって
は名称及び代表者氏名)

印

下記の物品につき酒税法施行規則第 13 条第 8 項第 3 号に規定さ
れている酒類保存のため酒類に混和することができる物品に指定
していただきたく申立てます。

記

1 指定を希望する物品名

2 混和を希望する酒類の品目

3 使用目的

4 使用方法

5 効能及び成分分析

6 製造方法

7 指定を希望する物品を使う予定の商品名、全構成物品名及びその重量

8 製造者の住所氏名又は名称

9 発売元の住所氏名又は名称

(記載要領)

この申立書は当該商品の発売元（発売元がない場合は製造者）が作成し提出してください。

1 「物品名」については、食品衛生法施行規則第3条別表第2、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律附則第2条第4項の規定により公示された既存添加物名簿及び食品衛生法に

基づく添加物の表示等について（平成8年5月23日衛化第56号厚生省生活衛生局長通知）の別添3「一般に食品として飲食に供される物であって添加物として使用される品目リスト」に掲載されている物品名で記入してください。また、副剤を含有する場合にあっては副剤の物品名と指定を希望する物品1キログラム当たりに混和する重量をグラムの小数点第1位を四捨五入し記入してください。

なお、品目リストに記載のない一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいいます。）については、一般飲食物添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって記載してください。

2 「使用目的」については、長官指定告示物品の使用目的の細目に従って記入してください。

3 「使用方法」については詳細に記入してください。

4 「効能及び成分分析」については、「長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の成分規格並びに試験方法」により公的機関による試験を行い、当該機関が発行した成績書を添付してください。

5 「製造方法」については、原材料名、原材料の分析結果、使用割合及び製造工程の詳細について記入してください。

6 「指定を希望する物品を使う予定の商品名、全構成物品名及びその重量」のうち指定を希望する物品を使う予定の商品名については、指定を希望する物品又は当該物品を使用した製剤の商品名を、全構成物品名及びその重量については、構成する全ての物品名を記入し、構成する全ての物品の重量をグラムの小数点第1位を四捨五入し記入してください。

なお、製剤として複数の商品を計画している場合には、予定している全ての商品について明細書を添付して報告してください。

7 申立書に記載しきれない場合には適宜別紙を設けて添付してください。

8 初めてこの申立てを行う者にあっては、法人にあっては登記事項証明書及び定款、個人にあっては戸籍抄本を添付してください。